

# ものづくり高度人材確保支援補助金 募集案内

募集期間：平成27年4月27日(月)～ 5月29日(金)17時

この補助制度は、県内の中小企業者が、技術力等向上のため、または事業拡大や新分野進出、第二創業など、新たな取組のために必要となる高度人材を採用する際に、その費用の一部を支援することにより、当該事業者の成長・発展、新事業創造を促進し、正規雇用の創出・拡大を図ることを目的としています。

## ◆ 補助制度の内容

### 1 補助対象者

県内に事務所又は事業所を有する中小企業者で、日本標準産業分類中分類による以下の対象業種に該当する者（ただし、みなし大企業は除く）。

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業

### 2 補助対象事業

以下のいずれかに該当する事業

- ①中小企業者が、高度人材を直接雇用する場合
- ②中小企業者が、転職支援会社等を活用して高度人材を雇用する場合

高度人材は次のいずれかに該当する者をいう。

- ア ものづくり企業等の専門技術・開発者として従事経験のある者
- イ ポストドクターなどの博士課程を修了した若手研究者
- ウ 以下の分野において、高度かつ専門的な知識、ノウハウなどを有し、かつ、実務経験や指導経験を有する者  
経営戦略・事業戦略策定、事業アライアンス構築、品質・生産管理、販路開拓・マーケティング戦略、海外展開、ブランド構築 など

### 3 採択基準

高度人材の採用を要する事業の必要性、妥当性、実現性、および財務の健全性など。

### 4 補助金額、補助率等

- (1) 補助金額 上限100万円
- (2) 補助率 1/2
- (3) 採択予定件数 若干数

### 5 補助対象となる経費

- ①人件費 (最大6か月分)
- ②採用に要した経費 (例：求人媒体への出稿料、転職紹介会社への手数料、就・転職フェアへの出展料等)
- ③転居に要した費用 (事業主が負担した分)

## ◆提出書類

- 1 事業計画書
- 2 法人に係る定款、登記事項証明書及び役員一覧表
- 3 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- 4 すべての県税（自動車税含む）について滞納が無いことの証明書（県税事務所発行のもの）
- 5 消費税及び地方消費税について滞納のないことの証明（税務署発行のもの）
- 6 その他必要とする書面（企業パンフレット等）

## ◆提出方法及び提出先

5月29日（金）17時まで、下記お問い合わせ先まで直接ご持参ください（締切厳守）。  
（申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類が不備なものは受け付けられません）

## ◆実施計画の審査

応募のあった事業計画について、ものづくり高度人材確保支援補助金審査委員会において、審査を実施し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

お問い合わせ：〒514-8570 三重県津市広明町13（三重県庁8階）  
三重県雇用経済部 ものづくり推進課 販路開拓班  
電話 059-224-2393 FAX059-224-2480 Email: [monozu@pref.mie.jp](mailto:monozu@pref.mie.jp)

### <申請から採択までスケジュール(予定)>

4/27  
～  
5/29

← 6月中 →      7月中      7月中以降 →      事業完了後

